

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和6年11月20日付けで行った、「DV対応票に記録された私の個人情報 2014年3月以降のもの」ほか2件の開示をしない旨の決定は妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

#### (1) 処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年10月31日付けで実施機関に対し、管理票、DV対応票及び110番処理用紙（通報時の電話番号：〇〇〇〇〇〇〇〇）に記録された私の個人情報（2014年3月以降のもの）の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、同年11月20日付けで本件開示請求のうち、DV対応票及び110番処理用紙について開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### (2) 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和7年2月5日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### (3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和7年6月27日付けで、諮問庁から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、同年12月23日に諮問庁からの意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求の主旨

本件処分取消しを求める。

#### (2) 審査請求の理由

令和6年10月31日付け開示請求に対する不開示通知のうち、〇〇年〇〇月の個人情報、保存期間5年以内であり廃棄されてはいない。

〇〇年〇〇月〇〇日、夫の暴力があり、夕方〇〇警察に電話をすると、二人の警官の方に夫の暴力トラブルに対応（二階に居た夫に警官の方が話しに行き、夫は暴力を認め、私に謝罪し「もう、(暴力は) しません。」と土下座をし、約束してくれました（母も同席）して頂き（警官の方お二人自宅に来て頂き）ましたので、記録が無いということは考え難い。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日に警察官にトラブル対応をしてもらっているため、開示請求に係る保有個人情報が存在しないことは考え難いと主張しているが、実施機関は、DV対応票については紙又は電子媒体のファイルにより、110番処理用紙については電子媒体のファイルにより管理しており、検索の結果、本件開示請求に係る保有個人情報である審査請求人に係るDV対応票については作成されておらず、110番処理用紙については作成されていないか保存期限経過により廃棄されているため存在しないことから、原処分に至ったものである。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件対象保有個人情報について

本件審査請求の対象となる保有個人情報は、審査請求人が〇〇年〇〇月〇〇日に警察官にトラブル対応をしてもらった際のDV対応票及び110番処理用紙である。実施機関は本件開示請求の対象となる保有個人情報のうち、DV対応票については作成されていない、110番処理用紙については作成されていない又は保存期限経過により廃棄されているため存在しないとして、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分を取消し、開示を求めている。そのため、当審査会では、本件処分の妥当性について以下検討する。

#### (2) 本件処分の妥当性について

当審査会が実施機関に対し確認したところ、DV対応票の保存期間は5年であり、DV対応票は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関係事務取扱要領（平成13年埼例規第102号・生安）により、配偶者からの身体に対する暴

力又は生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫があるなどの場合に作成することである。

この点、DV対応票の保存期間は5年であるため、〇〇年〇〇月〇〇日付けのDV対応票を作成していれば、本件開示請求時点において保存期間は経過しておらず、対象文書が存在していた可能性がある。

これについて実施機関は、請求対象であるDV対応票を検索した結果、当該DV対応票は存在せず、さらに、当時の取り扱い状況が記載されていると思料される勤務日誌等も既に保存期間経過により廃棄されており、DV事案として対応したか否かを含めて確認ができないと主張している。

こうした実施機関の主張が不自然、不合理とはいえず、実施機関からの聴取の結果、他に同日付けのDV対応票の存在をうかがわせる事情も認められないことから、DV対応票を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

また、110番処理用紙については保存期間が1年であり、本件開示請求の時点で既に保存期間を経過していることから、これを不存在とした実施機関の判断は妥当である。

したがって、DV対応票及び110番処理用紙について不存在のため開示をしないこととした本件処分は妥当である。

### (3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### (4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
令和7年 6月27日	諮問（諮問第201号）を受け、弁明書の写しを受理
令和7年12月23日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和8年 1月20日	審議
令和8年 2月20日	審議

令和8年 3月 2日

答申